

## 「控除対象仕入税額等の計算表」

### 1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

### 2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。